

「外国人技能実習生等受入企業支援補助金」 ～よくあるお問い合わせ等Q&A～

★よくあるお問い合わせ内容

★★留意すべきお問い合わせ内容

令和4年6月17日現在

【I 補助対象者について】

(1) 外国人技能実習生等

| 分野 | No. | 質問 | 回答 | 重要 | |
|-------|---------------|----|--|---|---|
| 補助対象者 | (1) 外国人技能実習生等 | 1 | 留学生やその他の在留資格の外国人を受け入れるために負担した待機経費は、補助対象になるか。 | 対象になりません。 <u>技能実習又は特定技能の在留資格がある外国人実習生等を受け入れるのみが補助対象となります。</u> | |
| | | 2 | 既に雇用している実習生等が一時帰国した後、再入国する場合は補助になるのか。 | 技能実習生2号が第3号に移行する場合、「第2号終了後に1か月以上」、又は「第3号技能実習開始後1年以内」に1か月以上1年未満、一時帰国することとなっていることから、再入国した場合は補助対象となります。ただし、実習生本人の都合や企業の都合により一時帰国し、再入国した場合（出張も含む）は対象になりません。 | ★ |

(2) 交付対象者

| 分野 | No. | 質問 | 回答 | 重要 | |
|-------|-----------|----|---|---|---|
| 補助対象者 | (2) 交付対象者 | 1 | 本社は県外にあるが、外国人技能実習生等が就労する工場等が県内にある事業者は、補助対象になるか。 | 本社が県外であっても、当該外国人技能実習生等を県内の工場等の事業所で雇用している場合には、補助対象になります。 | |
| | | 2 | 本社は県内にあるが、外国人技能実習生等が就労する工場等が県外にある事業者は、補助対象になるか。 | 本社が県内であっても、当該外国人技能実習生等を県外の工場等の事業所で雇用している場合には、 <u>補助対象になりません。</u> | ★ |
| | | 3 | 監理団体は補助対象者（交付対象者）になるのか。 | 県内企業等で雇用される外国人技能実習生等を受け入れた監理団体が負担した補助対象経費であれば、対象になります。 <u>※No.2に該当する場合は補助対象となりません。</u> | ★ |
| | | 4 | すでに廃業したが、廃業までの取組は対象になるか。 | 申請時点で事業を営んでいる法人又は個人が対象となりますので、 <u>申請時点で既に廃業している事業者は補助対象となりません。</u> | ★ |
| | | 5 | 他団体等で実施している補助金を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。 | <u>同じ対象経費に対する重複申請はできません。</u> ただし、異なる技能実習生の分や、対象経費が異なる場合は申請可能です。 | ★ |

【Ⅱ 補助対象経費について】

(1) 宿泊料

| 分野 | No. | 質問 | 回答 | 重要 | |
|----------|---------|----|--|--|---|
| 対象経費について | (1) 宿泊料 | 1 | 水際対策として求められた待機期間中の宿泊費が補助対象となることだが、具体的に何泊何日分が補助対象となるのか。 | 対象となるのは、国が要請する待機期間となります。入国日を0（ゼロ）日目として、入国の次の日から起算して、最大14泊15日分を上限に対象とします。 ※（例）要請された待機期間が7日間の場合は、8泊9日分となります。 ※ 自主待機の宿泊費（研修、出張等も含む）は補助対象外となります。 | ★ |
| | | 2 | 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。 | 食費は補助対象外です。宿泊費と食費は分けて整理してください。ただし、宿泊費と一体となり、分けることができない朝食付きプランについては例外的に宿泊費として補助対象とします。 | |
| | | 3 | 対象となる宿泊施設は、どのような施設か。 | 個室でトイレや風呂が個別のホテルなど、国が示す基準（厚生労働省HP（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）参照）を満たす施設とします。なお、補助金申請を行う場合は、 <u>宿泊場所、宿泊者名・宿泊期間・1人あたりに要した宿泊費の分かる領収書の写し</u> が必要です。領収書にこれらの記載がない場合は、それに対する支払内容が確認できる書類を別途添付してください。 | |
| | | 4 | ホテルでなくとも、研修施設や企業の寮（風呂・トイレも個室）に泊まった場合も認められるか。 | 国が示す基準（厚生労働省HP（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）参照）を満たす施設であれば、認められます。ただし、 <u>受入企業が所有（当該役員等所有を含む）する研修施設等又は寮は対象外です。</u> | ★ |
| | | 5 | ホテルからの領収書に内訳の記載がなく、別紙明細書に必要事項が記載されている場合は、その明細書で申請可能か。 | 宿泊施設からの領収書とそれに対する支払内容（ <u>宿泊場所、宿泊者名・宿泊期間・1人あたりに要した宿泊費</u> ）が確認できる書類であれば構いません。 | |
| | | 6 | 宿泊手配を外部（監理団体等）に委託し、委託先が宿泊料を立替えている場合の手続きはどうなるのか。 | 申請する企業等が立て替えた委託先に、その費用を支払ったことを確認する必要があります。次の内容について確認できる書類を提出してください。 ① 宿泊施設が発行する領収書の写し（立て替えの領収書） 必要記載として <u>宿泊場所、宿泊者名、宿泊期間、1人あたりの宿泊費</u> が記載されたものが必要です。 領収書に記載がない場合には、その内容が確認できる宿泊施設が発行する請求書（写し）、それに対する支払内容が確認できる書類（請求明細書や宿泊明細書）を提出してください。 ② 企業等が監理団体に支払った書類（領収書） ①に係る支払いが完了したことが確認できる書類が必要です。 | |
| | | 7 | 消費税の取扱いはどうなるか。 | 補助金交付申請書の補助金交付申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して算定することになります。申請書のエクセルファイルは自動計算が設定されています。 | |
| | | 8 | 宿泊費を監理団体と折半した場合、補助対象経費はどうなるか。 | 補助対象経費は、県内の事業所で外国人技能実習生等を雇用する事業者（法人、個人）が実際に負担した宿泊費が対象となります。監理団体と折半した場合は、「実際に事業者が負担した額」が補助対象経費となります。 また、監理団体が負担した経費については、県内企業等で雇用される当該外国人技能実習生等を受け入れた監理団体が負担した「実際に事業者が負担した額」が補助対象経費となります。 | |
| | | 9 | 宿泊施設への支払いを銀行振込で行い、領収書が発行されないが、どうしたらよいか。 | 宿泊施設発行の請求書の写し及びそれに対する振込明細表等の写しなど、宿泊費の支払いが確認できる書類を提出してください。なお、請求書の写しに必要事項（支払者名義、宿泊場所、宿泊者名、宿泊期間、1人あたりの宿泊費）の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。 | |
| | | 10 | 支払方法がクレジット利用の場合、何を添付したらよいですか。 | 宿泊施設発行の請求書の写し及びそれに対する支払内容が確認できる書類（支払者名義、利用日、利用内容が分かる書類）を添付してください。請求書の写しに支払内容（宿泊場所、宿泊者名、宿泊期間、1人あたりの宿泊費）の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。 | |
| | | 11 | 領収書のあて名が、宿泊した技能実習生の名前になっていても問題ないか。 | 領収書のあて名は、宿泊した技能実習生等が立て替えた場合、当該技能実習生等の名前にして差し支えありません。ただ、本補助金はあくまでも県内企業等が負担した宿泊費のみが対象となるため、企業等から当該技能実習生等に宿泊費の支払いがあったことを確認できる書類を合わせて提出してください。 | |

(2) 車両・燃料費・有料道路通行料金・航空賃

| 分野 | No. | 質問 | 回答 | 重要 |
|-------------------------|-----|--|---|----|
| (2) 車両・燃料費・有料道路通行料金・航空賃 | 1 | 具体的にどの部分の国内移動費が補助対象になるか。 | <p>① 水際対策として交通機関不使用を求められている期間においては、次の経費を県内企業等が負担した場合は、補助対象になります。 外国人技能実習生等を空港から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担した借上車両、燃料費、有料道路通行料</p> <p>② 水際対策として交通機関使用を可能としている期間においては、次の経費を県内企業等が負担した場合は、補助対象になります。 外国人技能実習生等を空港から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担した公共交通料金</p> <p>ただし、次の場合は補助対象外とする。 ※最寄り駅から待機宿泊施設までの移送経費、待機宿泊施設から最寄り駅までの移送費や県内空港間の移送における航空賃は認めない。 ※<u>県内空港において国際便が運航している場合は、県外空港から県内空港までの移送における航空賃については補助対象外とする。</u> (県内空港において国際線が運航休止している場合のみ対象)</p> <p>③ 水際対策において、待機終了後、外国人技能実習生等を空港から待機宿泊施設に移送するため、県内企業等が負担した県外から県内に航空機利用し移送するための公共交通料金（航空賃を含む）。</p> <p>ただし、次の場合は補助対象外とする。 ※最寄り駅から待機宿泊施設までの移送経費、待機宿泊施設から最寄り駅までの移送費や県内空港間の移送における航空賃は認めない。 ※<u>県内空港において国際便が運航している場合は、県外空港から県内空港までの移送における航空賃については補助対象外とする。</u> (県内空港において国際線が運航休止している場合のみ対象)</p> | ★★ |
| | 2 | 航空賃の支払いをカード支払いで行った場合、提出書類はどうしたらよいか。 | 支払内容が確認できる書類（利用者、利用日、利用区間、航空賃などの利用情報がわかる書類）と、それに対応する支払者名義と利用金額が確認できるクレジットカードの利用明細書の写しを添付してください。 | |
| | 3 | 航空賃の支払いをカード支払いで行った場合、提出書類はどうしたらよいか。 | 支払内容が確認できる書類（利用者、利用日、利用区間、航空賃などの利用情報がわかる書類）と、それに対応する支払者名義と利用金額が確認できるクレジットカードの利用明細書の写しを添付してください。 | |
| | 4 | 待機終了後、外国人技能実習生等を待機宿泊施設から直ちに移送せず、研修に参加させた場合、研修終了後の公共交通料金（県外空港から県内空港までの航空賃も含む）は対象になるか。 | 研修終了後の県外空港から県内空港までの航空賃は、補助対象外となります。 | ★★ |
| | 5 | 振込先口座がインターネットバンキングや当座預金で通帳がない場合は、何を添付したらよいか。 | 口座情報の分かる書面の印刷や当座勘定照会表、残高証明書など、金融機関名、本支店名、店番号、口座の種別、口座番号、口座名義（カナ）の情報が確認できる書類を添付してください。 | |

【Ⅲ その他】

| 分野 | No. | 質問 | 回答 | 重要 |
|-----|-----|--|--|----|
| その他 | 1 | 予算が無くなったら事業は終了するのか。 | 予算がなくなり次第、終了となります。お早めの申請をお願いします。 | |
| | 2 | 申請期限より前に、国が入国後の待機の要請を終了した場合、事業は終了するのか。 | 当事業は、国からの要請により、県内企業が外国人材を受け入れるに当たって生じる追加的経費を支援することを目的としています。そのため、国からの要請が終了した日以降の経費は補助対象経費となりません。 | |
| | 3 | 令和5年1月以降の入国を予定しているが補助対象とならないのか。 | 今回は令和4年1月31日までに入国及び申請者が支払いを完了した経費を対象としております。現時点では対象外となります。 | |
| | 4 | GO TO トラベル等と併用できるか。 | 補助対象となる経費は企業等が実費負担した分のみです。申請にあたっては、企業等が実際に負担した、他の公的機関の事業による割引適用後の金額を記載のうえ、領収書等に当該事業を活用した旨明記してください。 | |